島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改　正　後	改　正　前
島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱	島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱
１～２．　〔略〕	１～２．　〔略〕
（交付の対象） ３．この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	（交付の対象） ３．この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
（１）へき地診療所設備整備事業 平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村等（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）の設備整備事業	（１）へき地診療所設備整備事業 平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村等（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）の設備整備事業
（２）へき地巡回診療車（船）整備事業 「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業 ア．市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業 イ．県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業	（２）へき地巡回診療車（船）整備事業 「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業 ア．市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業 イ．県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業
（３）　〔略〕	（３）　〔略〕
（４）遠隔医療設備整備事業 平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき、市町村等及び厚	（４）遠隔医療設備整備事業 平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき、市町村等、厚

生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業 （５）～（７）　〔略〕 〔削除〕 （８）分娩取扱施設設備整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設設備整備事業 （９）解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 （10）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 平成３０年３月３０日医政発０３３０第６号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 （交付額の算定方法） ４．　〔略〕	生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業 （５）～（７）　〔略〕 （８）産科医療機関設備整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関設備整備事業 （９）分娩取扱施設設備整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設設備整備事業 （10）解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき、市町村等、厚生労働大臣が適当と認める者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 （11）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 平成３０年３月３０日医政発０３３０第６号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 （交付額の算定方法） ４．　〔略〕

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率	６下限額
へき地診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地巡	巡回診療車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率	６下限額
へき地診療所	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地巡	巡回診療車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

回診療車（船）	巡回診療用雪上車	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	巡回診療船	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		〔削除〕

回診療車（船）	巡回診療用雪上車	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	巡回診療船	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	歯科巡回診療車	１台当たり20,000千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 （例）歯科用ユニット、デジタルＸ線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		―

過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		
	患者輸送用雪上車	〔略〕	〔略〕		
〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
分娩取扱施設設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		
	患者輸送用雪上車	〔略〕	〔略〕		
産科医療機関設備	医療機器整備	1か所当たり17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき100,000円
分娩取扱施設設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

解剖・死亡時画像診断等設備	医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
実践的手術手技向上研修実施機関設備	医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

５～11.　〔略〕

（県内中小企業への配慮）

12．この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

13．特別の事情により４、７、８及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

〔略〕

（令和７年１１月１２日医第１０６６号）

１．この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

２．令和６年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

（令和８年１１月２日医第１０１８号）

１．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

解剖・死亡時画像診断等設備	医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
実践的手術手技向上研修実施機関設備	医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

５～11.　〔略〕

〔新設〕

（その他）

12．特別の事情により４、７、８及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

〔略〕

（令和７年１１月１２日医第１０６６号）

１．この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

２．令和６年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

〔新設〕

２．令和７年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。 第１号様式～第５号様式　〔略〕	第１号様式～第５号様式　〔略〕